運用の方法の公表イメージ (注1)

(更新日:〇年〇月〇日)

〇 元本確保型商品

分類	運用商品名	商品提供機関	商品情報・運用実績 ^(注2)	中途解約利率・ 解約控除の有無 ^(注3)
預貯金				
共済				
生命保険				
損害保険				

〇 投資信託 (元本確保型以外の預金、信託、生命保険、損害保険を含む。)

			運用会社	商品情報•	手数料			
分類		運用商品名		運用実績(注2)	販売手数料	信託報酬	信託財産	
				271320195	(注4)	(注5)	留保額	
国内債券	パッシブ							
国内債券	アクティブ							
国内株式	パッシブ							
国内株式	アクティブ							
外国債券	パッシブ							
外国債券	アクティブ							
外国株式	パッシブ							
外国株式	アクティブ							
バランス	パッシブ							
バランス	アクティブ							
ターゲット・イヤー								
ファンド	パッシブ							
ターゲット・イヤー	マカニィブ							
ファンド	アクティブ							

国内リート	パッシブ			
国内リート	アクティブ			
海外リート	パッシブ			
海外リート	アクティブ			
その他				

- (注1)ウェブページに直接一覧表を掲載する方法とすること。手数料(「中途解約利率・解約控除の有無」及び「手数料」)以外の項目については、資料の添付又はリンクの掲載も可能。また、一覧表への項目の追加は自由に可。なお、規約毎に一覧表を公表することも可。
- (注2)確定拠出年金法第24条及び第24条の2に基づく情報提供に係る資料(運用商品の概要や運用実績等)を添付又はそのリンクを掲載すること。
- (注3)解約控除額、中途解約利率がある場合にのみ「○」を記載すること。
- (注4)買付時に販売手数料を徴する場合のみ税込みの料率(合計)総率を記載すること。販売会社が手数料をとっている場合は、販売会社名も記載すること。
- (注5)信託報酬は税込みの料率(合計)総率を記載すること。複数の料率体系がある場合には最大のもののみの記載も可。
- (注6)現在選定・提示している規約以外に、今後選定・提示を予定していない商品があれば、その旨を理由とともに記載すること。なお、このような商品について、理由を示して階層化することは可能。

運用の方法の公表イメージ (注1)

(更新日:〇年〇月〇日)

〇 元本確保型商品

分類	運用商品名	商品提供機関	商品情報 • 運用実績 ^(注2)	中途解約利率・ 解約控除の有無 ^(注3)	選定理由
預貯金					
共済					
生命保険					
損害保険					

〇 投資信託 (元本確保型以外の預金、信託、生命保険、損害保険を含む。)

				商品情報・	手数料			
分	- 分類 - 一		運用実績(注2)	販売手数料	信託報酬	信託財産	選定理由	
					(注4)	(注5)	留保額	
国内債券	パッシブ							
国内債券	アクティブ							
国内株式	パッシブ							
国内株式	アクティブ							
外国債券	パッシブ							
外国債券	アクティブ							
外国株式	パッシブ							
外国株式	アクティブ							
バランス	パッシブ							
バランス	アクティブ							

ターゲッ ト・イヤー					
ト・イヤー	パッシブ				
ファンド					
ターゲッ ト・イヤー					
ト・イヤー	アクティブ				
ファンド					
国内リート	パッシブ				
国内リート	アクティブ				
海外リート	パッシブ				
海外リート	アクティブ				
その他					

<受付金融機関> (注6)
------------	-----

- (注1)ウェブページに直接一覧表を掲載する方法とすること。手数料(「中途解約利率・解約控除の有無」及び「手数料」)以外の項目については、資料の添付又はリンクの掲載も可能。また、一覧表への項目の追加は自由に可。なお、複数プランが存在する場合には、複数プランが存在する理由を明示した上で、プラン毎に一覧表を公表すること。
- (注2)確定拠出年金法第 24 条及び第 24 条の2に基づく情報提供に係る資料(運用商品の概要や運用実績等)を添付又はそのリンクを掲載すること。
- (注3)解約控除額、中途解約利率がある場合にのみ「〇」を記載すること。
- (注4)買付時に販売手数料を徴する場合にのみ税込みの料率(合計)総率を記載すること。販売会社が手数料をとっている場合は、販売会社名も記載すること。
- (注5)信託報酬は税込みの料率(合計)総率を記載すること。複数の料率体系がある場合には最大のもののみの記載も可。
- (注6)受付金融機関がある場合にのみ記載すること。
- (注7)他の確定拠出年金運営管理機関から引き継いだ商品等積極的に提示を予定していない商品があれば、その旨を理由とともに記載すること。なお、このような商品について、理由を示して階層化することは可能。